

総社市水道事業処務規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年12月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市水道事業管理規程第2号

総社市水道事業処務規程等の一部を改正する規程

(総社市水道事業処務規程の一部改正)

第1条 総社市水道事業処務規程(平成17年総社市水道事業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)及び総社市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例(平成17年総社市条例第208号)の規定に基づき設置された環境水道部の組織、事務分掌及び職員の服務等について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(契約及び検査)</p> <p>第14条 水道事業及び工業用水道事業の業務に係る契約及び検査については、別に定めるものを除き、別段の定めがなされるまでの間、総社市の契約及び検査の取扱いの例による。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)及び総社市水道事業、<u>簡易水道事業</u>及び工業用水道事業の設置等に関する条例(平成17年総社市条例第208号)の規定に基づき設置された環境水道部の組織、事務分掌及び職員の服務等について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(契約及び検査)</p> <p>第14条 <u>水道事業</u>、<u>簡易水道事業</u>及び工業用水道事業の業務に係る契約及び検査については、別に定めるものを除き、別段の定めがなされるまでの間、総社市の契約及び検査の取扱いの例による。</p>

(総社市水道事業会計規程の一部改正)

第2条 総社市水道事業会計規程(平成26年総社市水道事業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後					改正前																																												
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号。以下「規則」という。）第2条第1項の規定に基づき、総社市水道事業及び工業用水道事業（以下「水道事業」という。）の会計事務処理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表（第15条関係） 勘定科目表 収益勘定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>款</th> <th>項</th> <th>目</th> <th>節</th> <th>科目区分の説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道事業 収益又は 工業用水 道事業収 益</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>費用勘定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>款</th> <th>項</th> <th>目</th> <th>節</th> <th>科目区分の説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道事業 費用又は 工業用水 道事業費 用</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					款	項	目	節	科目区分の説明	水道事業 収益又は 工業用水 道事業収 益	略				款	項	目	節	科目区分の説明	水道事業 費用又は 工業用水 道事業費 用	略				<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号。以下「規則」という。）第2条第1項の規定に基づき、総社市水道事業、<u>簡易水道事業</u>及び工業用水道事業（以下「水道事業」という。）の会計事務処理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表（第15条関係） 勘定科目表 収益勘定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>款</th> <th>項</th> <th>目</th> <th>節</th> <th>科目区分の説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道事業 収益、<u>簡 易水道事 業</u>収益又 は工業用 水道事業 収益</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>費用勘定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>款</th> <th>項</th> <th>目</th> <th>節</th> <th>科目区分の説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道事業 費用、<u>簡 易水道事 業</u>費用又 は工業用 水道事業 費用</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					款	項	目	節	科目区分の説明	水道事業 収益、 <u>簡 易水道事 業</u> 収益又 は工業用 水道事業 収益	略				款	項	目	節	科目区分の説明	水道事業 費用、 <u>簡 易水道事 業</u> 費用又 は工業用 水道事業 費用	略			
款	項	目	節	科目区分の説明																																													
水道事業 収益又は 工業用水 道事業収 益	略																																																
款	項	目	節	科目区分の説明																																													
水道事業 費用又は 工業用水 道事業費 用	略																																																
款	項	目	節	科目区分の説明																																													
水道事業 収益、 <u>簡 易水道事 業</u> 収益又 は工業用 水道事業 収益	略																																																
款	項	目	節	科目区分の説明																																													
水道事業 費用、 <u>簡 易水道事 業</u> 費用又 は工業用 水道事業 費用	略																																																

(総社市給水条例施行規程の一部改正)

第3条 総社市給水条例施行規程（平成17年総社市水道事業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>(連合使用者の料金)</p> <p>第9条 条例第27条第5号の規定により許可を得た者(以下「連合使用者」という。)の料金は、次の各号により算定した基本料金と給水料金の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、確定金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 基本料金 条例第25条の基本料金に世帯数を乗じて算定する。</p> <p>(2) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(連合使用者の料金)</p> <p>第9条 条例第27条第5号の規定により許可を得た者(以下「連合使用者」という。)の料金は、次の各号により算定した基本料金と給水料金の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、確定金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 基本料金 条例第25条又は第26条の基本料金に世帯数を乗じて算定する。</p> <p>(2) 略</p> <p>2～4 略</p>

(総社市水道技術管理者の職務に関する規程の一部改正)

第4条 総社市水道技術管理者の職務に関する規程(平成28年総社市水道事業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>(技術管理者の任命)</p> <p>第2条 技術管理者は、総社市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例(平成25年総社市条例第18号)第4条に規定する資格を有する者のうちから総社市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例(平成17年総社市条例第208号)第5条第1項に規定する管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)が任命する。</p>	<p>(技術管理者の任命)</p> <p>第2条 技術管理者は、総社市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例(平成25年総社市条例第18号)第4条に規定する資格を有する者のうちから総社市水道事業、<u>簡易水道事業</u>及び工業用水道事業の設置等に関する条例(平成17年総社市条例第208号)第5条第1項に規定する管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)が任命する。</p>

(総社市指定給水装置工事事業者規程の一部改正)

第5条 総社市指定給水装置工事事業者規程(平成17年総社市水道事業管理規程第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>(指定の申請)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 指定工事業者として指定を受けようとする者は、指定給水装置工事業者指定申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 総社市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例(平成17年総社市条例第208号)第4条第1号に定める給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所(以下「事業所」という。)の名称及び所在地並びに第12条第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>3及び4 略</p>	<p>(指定の申請)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 指定工事業者として指定を受けようとする者は、指定給水装置工事業者指定申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 総社市水道事業、<u>簡易水道事業</u>及び工業用水道事業の設置等に関する条例(平成17年総社市条例第208号)第4条第1号から第4号までに定める給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所(以下「事業所」という。)の名称及び所在地並びに第12条第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>3及び4 略</p>

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。